

固定価格買取制度の認定を受けている皆様へ

改正法が成立し、固定価格買取制度が 平成29年4月1日から変わります。

接続契約の締結がお済みでない皆様

- ○新制度では、既に認定を受けている方も、平成29年3月31日までに 電力会社との接続契約 (注) が締結出来ていない場合には、原則、 認定が失効します。
- (注) 「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。その他、詳細は下記のHPをご覧ください。
 - ○未だ接続の申込みがお済みでない方は、**工事費負担金の算出などに** 一定の期間(9ヶ月程度)かかることがありますので、認定が失効 しないよう、早めの接続のお申込みをお願いします。
 - ※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、 平成28年6月30日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社 から御案内がされています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

接続契約を締結済みの皆様

- ○運転開始済みの方など、接続契約の締結がお済みの皆様については、 新制度の認定を受けたものとみなされ、新制度が適用されます。
- ○ただし、改正法施行後一定の期間内に書類を提出していただくこと (10 k W未満の太陽光発電の場合を除く。)が必要となります。
- ○また、一定期間内の運転開始等の条件が付される可能性があります。

詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく!再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

<固定価格買取制度に関するお問い合わせ>

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 0570-057-333 電話受付時間 9:00~18:00

(土日祝日、年末年始を除く)

<系統接続に関するお問い合わせ>

各電力会社のお近くのお客様センターまたは担当営業所まで

お近くのお客様センターまたは 担当営業所は各電力会社の ウェブページでご確認ください。